

管理 No.	F115
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部 介護福祉課
(施設整備係 /内線:4756)

根拠区分	法律・ 条例	
許認可等の名称	指定介護予防支援事業者の指定	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	介護保険法 (平成9年法律第123号)
	根拠規定条項	115条22-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号)
	基準規定条項	第140条の32
	審査基準	<ul style="list-style-type: none">・奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 (主な基準)<ul style="list-style-type: none">・人員に関する基準（必要な職員及び職員数など）・設備に関する基準（必要な部屋、面積など）・運営に関する基準（サービスの内容等の運営上の基準など）・地域主権一括法に関する介護保険施設等の基準に関する要項
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成29年2月22日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	